

令和2年第5回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和2年9月11日（金曜日）

出席委員（6名）

委員長	実川圭子君	副委員長	木戸岡秀彦君
委員	上林真佐恵君	委員	中村庄一郎君
委員	森田博之君	委員	大川元君

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

議長	中間建二君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（6名）

副市長	小島昇公君	福祉部長	田口茂夫君
総務部長	阿部晴彦君	職員課長	矢吹勇一君
障害福祉課長	大法努君	健康課長	志村明子君

会議に付した案件

- (1) 2第10号陳情 「東大和市子ども・子育て憲章」の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情
- (2) 2第9号陳情 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情
- (3) 2第12号陳情 市民の安心・安全のためコロナ感染症患者の発生状況の公表について改善を求める陳情
- (4) 所管事務調査
「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて

午前 9時29分 開議

○委員長（実川圭子君） ただいまから令和2年第5回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、3密を避け、広い空間を取る必要がございますことから、本日もこの全員協議会室において審査等をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（実川圭子君） 初めに、2第10号陳情 「東大和市子ども・子育て憲章」の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 2第10号陳情 「東大和市子ども・子育て憲章」の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（実川圭子君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） では、意見なんですけれども、この憲章、振り返ってみると、案が出た時点でパブリックコメントをやってますけれども、そこでも懸念の声が多く聞かれた、要請、意見が寄せられていたというふうに思います。

でも、そういう声は反映されずにパブコメで反映されたのは、約束の順番を変えたということで、そういう御答弁もありました。

その後、3月に議案として議会で出されましたけれども、その3月議会、それからその次の6月議会、あと今議会と陳情、ずっと連続して出されてるわけで、市外の方からも請願出されたということもありました。

私は、やっぱり市が策定する憲章なので、今後市の子育ての理念というふうに市民の皆さんから理解されるものだと思いますし、やっぱり市民の総意であるものがふさわしいというふうに思うんですけど。

3月議会のときに、子育て支援部長が答弁で、東大和市の子供から大人までの全ての市民の皆様に、長い間、時代を超えて、賛同や御共感をしていただきましてという、そういうことを御答弁されてますし、やっぱり市民みんながふさわしいなって思うもので、そういう憲章がふさわしいんじゃないかなというふうに思います。

少なくとも市民の方が見直しを求めているということはすごく重大だなというふうに思いますし、市議会でも3分の1の反対があったということは重大だなというふうに思ってます。

それから、市民のこの見直しを求める皆さんの理由としては、その憲章の内容が子どもの権利条約や憲法の理念とは反してるっていう、そういうことだと思いますけど、私もそういうことをこの間指摘してきましたけども、子どもの権利条約の理念っていうのは、やはりまずは子供たちのありのままの意見とか姿をまず受け止める。別にやりたい放題自由に好きにやっていていいよってことではなくて、まずは受け止めると、それが大人にとってあまりよい姿ではないにしても、まずはそれを受け止めて、どういう気持ちなのっていうことを受け止めるっていうことだと思うんですけど。

もちろん、そういう権利が自分にもあるってことは、人の権利も侵害しちゃいけないんだよってことを教えながら、もちろん子供は未熟な存在というか、まだまだ発達、成長してる子供たちなので、もちろん間違っこともするだろうし、だけど一旦はそれを受け止めるってことだと思うんですけども。やっぱり行動規範っていうふうに市の理念としてこういう子供を目指しましょうみたいになっちゃうと、もうそういう受け止める余地がないっていうふうには思います。

それから、この憲章の策定過程でも、子供たちに対して子どもの権利条約に対する学習を行ってないということだとか、意見を聞いたっていうのはすごくいいことだ、子供代表っていうことで子供たちの意見を聞いたのは、それはすごくいいことだと思うんですけど、ただ事前にもう方向性、こういうほかの他市の目指す子供像とかって約束が並べられてる、そういうものをあらかじめ子供たちに見せて、どんな約束がいいと思うっていう、そういう意見の集約だったので、子供たち、すごい一生懸命考えたと思うんですけど、スタート地点がそこだったので、どういう憲章にするかっていうところで意見を聞いてないので、そういう意味でもやっぱり子どもの権利条約のそういう理念とは反してるかなというふうにも思います。

最後に、最後じゃないかもしれないんですけど、子供の権利を保障するってすごく難しいことだと思うんですけど、子供たちに自由を与えて、すごく本当に難しいことだと思うんですけども、だけどやっぱり子どもの権利条約っていう日本も批准してますし、やっぱり子供の権利を保障する教育の在り方っていうのが本当どういうものなのかっていうことをやっぱり、本当に難しいことだし、すぐにできることではないとは思いますが、やっぱりそういう教育の、子供の権利を一人一人を大切にしながら教育やってくっていうその在り方を議論することはすごく大切だし、これからますます必要になってくるんじゃないかなというふうにも考えます。

すみません、以上です。

○委員（大川 元君） 私はこの憲章については、趣旨については個人的には市の方から、職員の方から説明聞いて、私自身も納得できる部分もあったし、決して悪いものではないと思うんですが、ただやっぱり私たちもそれぞれが応援してくれてる市民の皆様に対してこういったことが今行われてるということを説明して、その上である程度意見を聞いて、それをちゃんときちんと議会で反映させるっていうことをやっていかなきゃいけない中において、先ほどもちょっと上林委員のほうから言われましたけど、9か月っていう時間がちょっと十分支持者の方の意見を聞く時間だったかっていうと、ちょっと必ずしも十分ではなかったんじゃないかなという部分がありまして。

なんで、私個人としては決してこの憲章について撤回して見直してみたいな、そういった趣旨ではないんですが、ただいかにせんプロセスがもう少し時間を頂きたかったなという部分がありまして、そういう部分では最初から少しこう言っちゃなんですけど、聞こえてきたのが憲章だから、議会についてきちんと、こう言っちゃなんですけど、議論をねというところがありましたんで、そういったもう姿勢ではないっていうことは市から説明を受けて、私自身は納得したんですけども、ただ支持者の方から、もう少し十分な議論が必要だったんじゃないかっていうことは聞こえてきましたので、その点については私のほうからきちんと指摘しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員（木戸岡秀彦君） この子ども・子育て憲章に関しては、先ほど上林委員も話をされましたけれども、3月、6月議会で様々な質疑も行いました。本会議でも行いました。その中で様々な疑問点やそういったものに対しても、部局のほうでしっかりと答えていただいて、現状私はこれは納得をしております。

その中でも、実際に見直しをするということですが、基本的にはこういうものって完璧なものはないかなと思うんです。様々な家庭にいろんな課題もあると思いますけれども、実際にこの陳情では、50周年の記念式典に合わせて、いかにも急ごしらえということが書いてありますけれども、様々な形で議論を行った上で、議員としても様々質疑を行って、納得をして、採決をされて決定されたものですので、これに関しては、私は見直しをする必要がないと考えております。

○委員長（実川圭子君） ほかに御意見ある方いらっしゃいますか。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 2第10号陳情 「東大和市子ども・子育て憲章」の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

東大和市子ども・子育て憲章に対しては、案の段階からパブリックコメントで子どもの権利条約の理念に反しているのではないかと懸念の声が多く寄せられました。市は、その声を真摯に受け止め、憲章に反映させるべきだったと考えますが、決定された憲章は約束の順番だけを変えたものであり、行動規範という基本的な形はそのままでした。

市も東大和市の子供から大人までの全ての市民の皆様に、長い間、時代を超えて、賛同や御共感をしていただきましてと御答弁されたように、市の理念となる憲章は市民の総意であるべきと考えますが、憲章の見直しを求める陳情が本陳情を含め4件、請願も1件出されたこと、市議会でもその3分の1が反対を表明したことを市は重く受け止めるべきではないでしょうか。

この憲章が約束という形で子供たちに行動規範を示していることは、子どもの権利条約の理念に反するものであり、憲法で保障されている内心の自由に踏み込むものだというこれはこれまでも度々指摘をさせていただきました。

子供は確かに未熟な存在であり、たくさんのことを学びながら育っていきますが、たとえどんなに幼くても、ありのままの姿を受け止め、一人一人の気持ちを尊重すること、それが権利を保障するということであり、子どもの権利条約の到達です。しかし、この憲章は市が行動規範として子供たちのあるべき姿を示しています。

個人同士の約束のように、双方の信頼関係に基づいて交わされる約束と、市が理念として示す行動規範とは、その性質が全く違ってきます。本来子供たちの権利を保障すべき立場にある市が、子供たちの行動規範を示してしまえば、それはこういう子供を目指しましょうというメッセージにほかならず、個々の気持ちを受け止める余地はありません。

また、これまでの議論の中で、市が子供代表の児童・生徒たちに子どもの権利条約に対する学習を行っていないこと、市が子供の権利を強調することに対する反対勢力の存在があるとの調査報告を受け、初めから行動規範という方向性で動き出したこと、子供代表に対しても、約束の内容についての意見を聞いたにすぎないことが明らかになったことから、子どもの権利条約の理念とは相反していると考えます。

子ども・子育て憲章は、憲法や子どもの権利条約の理念に基づき市民の総意となるものであるべきと考えることから、本陳情に賛成し、討論といたします。

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

2第10号陳情 「東大和市子ども・子育て憲章」の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時45分 休憩

午前 9時45分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 次に、2第9号陳情 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたします。

○議会事務局次長（並木俊則君） 2第9号陳情 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情

〔朗 読〕

○委員長（実川圭子君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、網膜色素変性症についての市の認識についてお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 網膜色素変性症につきましては、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づきまして、医療費助成の対象となる指定難病の1つでございます。

眼の中で光を感じる組織である網膜に異常が見られ、暗いところでも見えにくい、視野が狭い、視力の低下があることが特徴的な症状でございます。現在のところ、網膜の機能を元の状態に戻したり確実に進行を止める確立された治療法がない指定難病であると認識しております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 分かりました。

難病に指定されている網膜色素変性症の患者数についてなんですけれども、これは全国でどのぐらいいらっしゃるのか。また、当市では過去にこれに関して意見とか要望があったのか、お伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 明確な患者数は把握できてございませんが、日本眼科学会によりますと、日本では人口10万人に対しまして18.7人の患者がいると推定されているとありますことから、これを基に計算をいたしますと、約2万2,000人となります。

過去に陳情にございます用具につきましては、要望はございません。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この間、陳情者が暗所視支援眼鏡「MW10」、これ日常生活用具として認めてほしいということですが、この日常生活用具というのはどういうものなのか。また、この基準についてあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 日常生活用具給付事業につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の規定に基づき市町村が実施する地域生活支援事業の1つであり、障害者等が日常生活を容易にするための用具であります。

給付対象者は、障害者、障害児のほか、障害者総合支援法の対象となる難病の疾患のある方も対象となっております。

給付対象となる日常生活用具につきましては、国が定めております要件、用途、形状に該当するもので、東大和市障害者地域生活支援事業規則、こちらにおきまして定められております。その数につきましては、50種目、そのうち難病患者等の対象では15種目でございます。

また、新たな認定につきましては、日生具を新たな種目として認定するに当たっての基準でございますが、障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、それから障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの、3つ目といたしまして、用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの、このように厚生労働省告示で定められてございます。

こうした観点から、国で定める日常生活用具の一覧に準拠しているかを勘案いたしまして、新たな種目として追加すべき種目であるかを検討することになります。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 基準が一応3点あるということで、今詳しく分かりました。

その中で、今回の暗所視支援眼鏡ということで、販売価格が40万円近くということでかなり高額な部分だと思うんですが、これに関してというよりも、日常生活用具に関しての国や東京都の助成についてお伺いするとともに、公費を助成している近隣自治体があれば、また助成金額が分かればお伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 国や東京都の助成、いわゆる歳入につきましてでございますが、日常生活用具給付事業が地域生活支援事業費補助金の対象でございまして、公費支出分を障害者総合支援法により国が予算の範囲内において2分の1以内、東京都が予算の範囲内において4分の1以内の補助を行うこととなっておりますが、平成31年度の実績補助率で申し上げますと、国が約32%、東京都が約16%となっております。全体では約48%の歳入になっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（実川圭子君） 近隣の状況を。

○障害福祉課長（大法 努君） 失礼いたしました。

既に公費で助成している近隣自治体でございますが、府中市と狛江市でございます。府中市につきましては、基準額が9万9,800円、狛江市が基準額39万5,000円を設定して給付してございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） それでは、お伺いします。

市としては、この暗所視支援眼鏡「MW10」の必要性についてどのように認識されているのかということ、あと今基準について詳しい御答弁ありましたけれども、市として基準に適しているというふうに考えているのかどうかということと、それから市内の対象者の人数と、あとこれを日常生活用具に指定した場合の影響額がどの程度になるのか、見通しで構いませんので教えてください。

○障害福祉課長（大法 努君） 陳情にございました暗所視支援眼鏡でございますが、製品が開発され販売されて間もないことから、効果や安全性、日常生活用具に追加するに必要な基準額の設定など、課題が多々ございます。

また、市におきましては、今回の暗所視支援眼鏡に限らず、日常生活用具給付事業に係る対象品目の追加の要望が当事者の方々から寄せられることもございますことから、明確な根拠、基準、そちらをしっかりと設けていきまして、その上で対象種目として追加を検討できるか調査研究をする必要があるものと認識をしております。

それから、市におけます該当者の人数でございますが、現在のところ、網膜色素変性症、こちらの方は市で11人いらっしゃいます。

それから、影響額につきましては、現在のところ、種目として追加している自治体も多くはないことから、費用基準額の設定が難しいこと、また陳情にございます用具の使用対象者となり得る方の想定もつかないということから、影響額の算定は困難であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 市内の対象者の見込額で、先ほど課長から11人というふうに申し上げましたが、これはあくまでも変性症にかかっている指定を受けている方ということになりますので、実際にこの用具を使用できるかどうかというところの細かいところの実際の人数的については、市としては現状把握ができておりません。現実的にもう既に見えないという方も中にはおられる可能性もあるかと思えます。そういう方は、この用具は結局は使えないということになりますので、具体的な数字は分かっていないということでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

対象者の方いらっしゃる中で、全員が必ずしもこの用具を必要とするかというか、使えるかってことは分からないということで理解をしました。

影響額についても、市によって結構基準額が違うということもあるので、今のところそこまで具体的には御検討されてないんだなってことで理解をしました。

東京都で新宿区では、視覚障害者用拡大読書器として、パソコンに入れることによって使えるようにしたりとか、あと府中市も視覚障害者用情報認識装置として認定してあるというようなことも分かったんですけども、そういう新規としてじゃなくて、そういうところに加えるという、そういうことも可能なのかなというふうに思うんですが、その点について教えていただければと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 委員の言われるとおり、既存の視覚障害者用拡大読書器を種目に含めて追加した自治体があるということは承知をしております。一方で、拡大読書器にはそぐわない等の判断で、また新たに種目を設定している自治体もあるのではないかと推測をさせていただきます。

仮に新たに日常生活用具として追加することを検討するとしても、現在のところ、給付対象としている自治体は全国的にも少なく、日常生活用具としての安全性や効果、対象者の範囲や医師の診断書の有無な

ど、そういったものを十分に確認していく必要があるのではないかというふうに認識をしてございます。

以上でございます。

○委員長（実川圭子君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時 4分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） 今質疑の中で、まだいろいろこれから市のほうで決めなきゃ、検討しなきゃいけないっていうことがあるってことは理解したんですけども。いずれにしても障害者、障害を持つ方、治らないという、治療法が見つからないような難病を持っている方が健常者と同じように日常生活を送れるように、そういうことを行政が支援を行うってというのは最低限の権利保障であって、市としてもこれを日常生活用具にやっぱり認定するべきだというふうに私は思います。

賛成して、市議会としても後押しができればいいなというふうに考えています。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 今回の陳情者に関してですけれども、これ切実なやっぱり要望というのは、私も理解をいたします。先ほどの質疑においても、対象者からの意見、要望というのものないということから、その暗所視支援眼鏡「MW10」ということは全国に発売されたということですけど、まだこれに対しての限定を基本的には求めていると思うんですけども。様々な課題があると思いますので、そういった意味では、今後状況をやっぱり注視して検討する必要があると思います。

現時点では、私としては趣旨採択としてはどうかと思います。

○委員長（実川圭子君） ほかに自由討議、御意見ありますか。

○委員（大川 元君） 上林委員がおっしゃられたように、私としては、日常生活に必要な器具になりますので、そういった部分においては、こういったことも取組を進めていかなきゃいけないというふうには考えるんですけども。

今おっしゃられた木戸岡委員も言われたように、ちょっとまだ実際開発されたばかりだということもあって、今後問題点が出てくる可能性とかも確かにありますので、そういった意味では動向をきちんと注視していく必要もあるのかなと思いますので、その点をちょっときちんと考えていただきたい、そのように考えます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 私も、この陳情者の言っていることはよく理解できます。

ただ、まだその開発したばかりということもあったり、あとは他市の状況なんかもいろいろ見ますと、今後の市の検討として、私はやっぱり木戸岡委員が言われたように、趣旨採択という形でお願いしたいと思います。

○委員（森田博之君） 私も、これMW10、ホームページで見ましたら、やっぱり目の見えない方が、夜見えな
い方が実際に映像で明るく見えるというのは、非常にすばらしいものができたなというふうに思っているところ
なんですけれども。

実際、まだHOYA社で開発されたばかりということで、ほかにも商品が出てくる可能性もあつたりとか、
現在は市民からの要望が上がってないというところも含めますと、ちょっと慎重に、趣旨採択という方向で考
えられたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

○委員（木戸岡秀彦君） この際、動議を提出したいと思います。

本件につきましては、自由討議を終了して討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されることを望みます。
委員長においてよろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

○委員長（実川圭子君） ただいま木戸岡委員から、自由討議を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採
決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

2第9号陳情 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情、本件を趣旨採択と決すること
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時 9分 休憩

午前10時10分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 次に、2第12号陳情 市民の安心・安全のためコロナ感染症患者の発生状況の公表に
ついて改善を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 2第12号陳情 市民の安心・安全のためコロナ感染症患者の発生状況の公表
について改善を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（実川圭子君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） それでは、1点質疑をさせていただきます。

先日、新たに情報提供されましたけれども、改めて当市の新型コロナウイルス感染症の公表について、市の
認識についてお伺いをしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 東大和市の公表についての考え方でございます。

こちらは、9月の東京都の通知により情報提供の変更を受けまして、また、その情報を市町村の判断で公表が可能となったことから、令和2年9月8日から、市公式ホームページにおける新型コロナウイルス感染症患者の公表等を変更しております。

内容としましては今までと同様の内容として、発生日ごとに発生人数、累計患者数、また随時退院等された方の累計人数を公表しております。それに加え、新たに9月8日から市内の感染症患者の週報といたしまして、発生日の翌週に前週の患者の性別と年代、また総数の内訳として性別や年代、また再掲の情報として濃厚接触者、海外渡航歴、調査中等。また、療養状況といたしまして、入院中、宿泊療養、自宅療養、調整中、総計などについて公表のほうを開始しております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） では、お伺いします。

この9月8日に、市内における新型コロナウイルス感染症発生時の公表の考え方ということで、新たに公表がされたわけですけれども。これ、文書としては4月20日というふうになっていますので、これまで公表されてなくて、陳情者もこの公表の考え方、最低限示してほしいという御要望だと思わなければならないけれども。これまで公表されてなかったというものが公表された、なぜここで公表となったのかというその経緯を伺いたいのと。

それから、今回こういう公表について一定前進があったということは、すごく重要だと思わなければならないけれども。市民の方からは、やっぱりさらなる改善がこれから求められるってということも考えられると思わなければならないけれども、今後の方向性、公表についての考え方というんですかね、今後の方向性についても御認識を伺いたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 基本的には、東京都さんからの情報に基づいて、市としては情報提供するしかないというのが実情でございます。これはなぜかと申しますと、23区及び八王子市と町田市は、それぞれ直接的に保健所を抱えておりますが、それ以外の24市、多摩地区でいいますと八王子、町田以外の24市につきましては、保健所を直接市で持っておりませんので、東京都経由でないと情報が来ないというのが実情でございます。

これ等につきまして様々な機会を捉えまして、特に市長会ですとか、副市長がメンバーとなっております区市町村協議会ですとか、担当部長会です。こういったところで、他の、保健所を抱えている区市等と同等のような情報を提供してほしいというふうな御要望を、これまでも随時させていただいております。この結果として、今回このような形で、週報というような形にはなりますけれども情報が新たに追加されて市町村に情報が来たと、このように考えております。

今後につきましては、今回の中では取りあえずこういうふうな形で、東京都さんからの情報提供がありましたけれども、さらに必要性があるということになれば、それぞれの団体等の調整をしながら、必要な部分の情報提供を求めていくかどうかはそれぞれの団体で考えていく必要があるかと、このように考えております。

以上です。

○総務部長（阿部晴彦君） 今回の9月8日からの運用ということで、ホームページで、4月20日に既に市としては制定しているというものも合わせております。

こちらにつきましての経緯でございますが、市内における感染者のうち、感染者が市の職員の場合や市の施設の利用者など、市が管理者として対応する必要がある事例の場合には、速やかに事実関係を公表することとしております。公表の内容としては、プライバシーに配慮を十分した上で、感染者の年代、性別、症状等の経

緯、あるいはほかの者への感染の有無、そして公衆衛生上の対策、そういうものを公表する方針でございます。

市の基準としては既に令和2年4月20日に制定をしております、市の職員等が感染した事例が、公表する案件があった場合に、これと合わせて基準をホームページに掲載するという方針でございましたが、幸い、市の職員等が感染する事例がございませんでしたので、公表する機会がなかったということでございます。

9月8日付で、東京都の公表の仕方も変わり、ただいま福祉部長からも御説明がございましたけれども、市の公表の仕方もそれに合わせたということもございまして、今後も公表事項の関連が東京都とはございまして、その整合も図った上で、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（実川圭子君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほど、公表について様々答弁をいただきました。当市としては、市長会を通じて東京都に年代とか性別などを含めたものを求めてきて、実際に9月8日から市のホームページで公表をして、また変更されたということで。また、市の職員が感染した場合にも公表の準備を進めているということでした。また、これに関しては個人情報についても十分配慮された内容に私はなっていると思いますので、陳情についてはもう解決されたものと私は考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） この公表については、本当にすごいたくさんお問合せありまして、ここにいるほかの委員の皆様も多分、市にもたくさんお問合せってあったと思うんですけども。東京都から情報が来て、市としてもその情報しか持ち合わせてないということは理解をします。

本当に、せめてもうちょっと性別とか、どういう通勤のときにどこで感染したのかとか、そういうことを知りたいんだっていう、市民が正しい対策を取るために必要な情報を教えてほしいんだっていう声、本当にこの間たくさんありまして。こういう陳情も出るに至って、その後、9月8日には市が管理するものに関する、そういうところで感染者が出た場合は、こういう基準でやりますよってことも公表されましたので、本当に前進があったということはすごく重要なことだし、歓迎したいと思うんですけども。

陳情者の御要望は解決したっていうことで御意見もありましたけども、やっぱり他市の状況、ほかの市をいろいろ見てみますと、個人はもちろん特定されない範囲ですけども、発症前に通勤されたのか、会社に行っていたのかとか、他県とかに通勤してるのかとか、例えば通勤手段が車なのか自転車なのか、電車なのかというようなこととか、同居の家族の方で陽性者が出たのかとか、結構そういう、どんな症状が出てたのかとかですね。味覚障害があったとかですね。

そういう、より詳しく公表してる市もある中で、今後やっぱり市民の方からもう少し知りたいなっていう、そういう御要望っていうのはやっぱり考えられると思いますので、私は陳情には賛成をして、さらなる改善、東京都からの情報ってことだと思うんですけども。先ほど部長も御答弁されましたけど、引き続き東京都に対しても公表の在り方、公表の改善を求めていくっていうふうにしたらいかなっていうふうに考えます。

以上です。

○委員（大川 元君） まず私のところにも、医療現場であつたり介護現場で働く方々から、こう言っちゃなんですけれども風評被害っていう形で、情報公開は、こう言っちゃなんですけれども不十分であるがゆえに、言ってしまうとそういった臆測が生まれて、そのことによりそういった病院であつたり施設で勤務されている方が、コロナが発生したということで、近隣の土地の方々から誤解を受けるといったことが生じてるということが、意見が寄せられております。

ですが、先ほども言われたように、市としてはできる範囲内で非常に情報公開も進めておりますし、市の努力について私は全然理解しないわけではなくて、むしろよく市はやってるなというふうにも感じております、一方で。

ただ、やっぱり先ほど言われた、都内の自治体によって情報公開の差があるということについては、やっぱり同じ東京都ですから、やっぱり東京都内のどこに住んでるかということによって、住民が知る情報について差があるということについては、ちょっとやっぱり何とかしなければいけないなというところもありますし。今努力されている市の状況について、何というか、その努力を評価しているんですが、一層のですね、東京都であつたり国に働きかけて、風評被害を生まないように情報公開のほうを進めていただきたい、そのように考えております。

ぜひよろしく願いいたします。

○委員（木戸岡秀彦君） やはり公表に当たっては、細心のやっぱり私は注意が必要だと思うんですね。ただ何でもかんでも公表すればいいものではないです。先ほど大川委員が言われました風評被害というのも、基本的には現実問題起きてるわけで、現状この時点で様々、市としても個人情報、プライバシーに配慮した上で今回公表されていると思っておりますので、やはり状況的に、現時点ではこの公表で私はいいかなと思っております。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） もう先ほどもね、ある委員からいろいろ言われましたけど。我々には、このコロナっていう初めての体験、皆さん初めての体験で、たくさん市民の皆さんから、毎日、新聞見たら何人、今日は大和が何人、どこどこが何人と。

この間も東京都へ要望しに行ったときも、他市の議員連中ともいろいろお会いしたんですけど、「大和さんはその割に結構少ないですね」と。毎日毎日人数を見てはね、そういうこと。それなりに、それはもう当然行政側もそうだし、市民全体がそれだけの努力をしますよということを、ほかの市の議員たちにもはっきり申し上げてきました。

また、今回の議会の中でも、一般質問でもたくさんコロナの件も出てまいりました。その中で市の対応もいろいろお話をいただいております。先ほどから委員の中からもいろいろ意見もありますけれども、やはりこれから、少しずつ少しずつ対応し始めて、個人情報の問題ですとかね、あると思います。そういう意味では順当な方法で取りあえずきてるのかなと。何でもかんでも知りたいのは事実なんです、全て知りたいのは事実。とことんまで知りたいというのは、知りたくなります。

ただ、その中の、やっぱりいろいろな配慮の問題ですとかね、あと東京都の関係とかもいろいろあると思います。その中で、これからのいろいろ検討を期待をしているところではあります。

以上です。

○委員（森田博之君） 私も、今まで情報は出せないのかっていう話は今までにもずっとありまして、出せるものは全て出していくという、市の方針は変わらないというふうに思っております。そこで、このような形で9月8日付でさらに公表されるっていうことは、慎重に検討した結果でこういう形になってるんだなというふうに思います。

風評被害っていうのも、私も思った以上に世間から見ると大きいものでありまして、そこは本当に慎重にやらなきゃいけないなっていうことも踏まえた上で、ここまで公表されてきたっていうことは評価したいと思えます。

陳情に関しては、解決されたことと認識しております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 公表の在り方っていうのはいろいろ御意見もあるところで、市民の方からも本当にいっぱい問合せあったんですけど、皆さん、何もどこに住んでいる誰か教えてほしいっていう方はもちろんいませんでしたし、陳情者にしても、もちろんそういうことだと思います。個人が特定されない範囲で、今後市民の方からも少し公表してほしいっていう御要望がある可能性は、私は十分あると思います。

もちろん、風評被害だとか、あと感染者の方を差別するような事例も聞きますけど、本当にそういうことは絶対許してはいけないと思いますし、行政側からそういう強いメッセージということをね、やってるところもありますので、そうしたことも公表と合わせて必要かもしれないというふうに思いますけれども。

いずれにしても、別に何もかも全てをつまびらかにしろっていうことでは、市民の皆さんの要求もそういうことではないと思いますので、引き続き情報の在り方ということも含めて、市民の皆さんが正しく対策を取れるために必要な情報については、公表をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（大川 元君） 市の努力については、私、非常に理解しておりますが。だから、必ずしも市の責任っていうことなのかって言われてみると、本陳情については必ずしも、市の方たちは一生懸命やっているというふうに私も考えるんですけども。ただ、解決したということと言い切ってしまうといいのかっていうことについては、私のところで、一方でまだ風評被害が続いていて、家族が、こう言っちゃなんですけども、いろいろと被害を受けてるっていう話もありますので。そういった風評被害が解決していないところから、もう、じゃこの情報公開が解決したかっていうことについては、私は必ずしも解決したとは言いきれない、そのように考えております。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

2第12号陳情 市民の安心・安全のためコロナ感染症患者の発生状況の公表について改善を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 続きまして、所管事務調査「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて、本件を議題に供します。

本日は今後の調査の進め方等について改めて御協議をいただきたいと思います。

前回の委員会の中でも様々皆様から御意見いただいた中で、かなり幅が広がってしまっているのですが、少しポイントを絞ろうというふうに委員長としては考えているところなのですが、皆様から出されました意見の中で、子育てを社会全体で支援していくというような言葉ですとか、あとは地域と学校の連携、また1月8日に調布のほうに皆さんと共に参加しましたセミナーの中で、講師の先生からも地域の子育て支援の拡充というようなお話がありました中で、やはり地域でどのように子供たちの育ちを支えていくのかということがポイントになるのではないかなというふうに考えております。

そういった中で、時間も限られてますので、調査としてどのようなことをこの先行うかということで、前回1点はコロナの影響というのも非常にあるのではないかとということで、委員の中からも地域子ども・子育て支援事業、市のほうでは12事業掲げているところですけれども、その事業についてのコロナの影響というのも調査したほうがいいのではないかと御意見も出ています。

それから、学校と地域の連携ということで、少しずつ始まってますコミュニティ・スクール、これについても以前も御意見なども出ていまして、どのような取組をしているのかということ調査したいというお話もあったと思いますので、そのコミュニティ・スクールの調査をするのはいかがかなというふうに、正副の中で少し意見などを交換しております。

本日はそのことも含めて、委員の皆様から今後どのような方向で進めていくのか、御意見をいただきたいと思えます。

いかがでしょうか、自由に発言していただいて構いません、自由にとどうか。

○委員（木戸岡秀彦君） コミュニティ・スクールに関しては五中学区で進めておりますけれども、現状、市としても協力的に進めて、これを全校に広げていくっていうことでお聞きしております。でも、私たちのほうにはなかなか伝わってきてないっていう部分もありますので、ぜひこのコミュニティ・スクールに関しては、どのように行われて、今度どのように展開していくのか、やっぱり調査をするべきではないかなとは、したほうがいいのではないかなと私は思っております。

あと、前回の委員会でも、中村委員のほうから子育て支援事業の12事業についてのお話がありましたけれども、これ見てみると13事業また何かみたいな形になっておりますけれども、これ実際に全てやはり知りたい部分はありますけれども、実際にはかなりの数がありますので、ある程度要点を絞って、この事業とこの事業についてはしっかり見て調査をして確認して、今後東大和市として一番いい方向にできるように調査を進めていたほうがいいんじゃないかなと思います。だからコミュニティ・スクールとコロナ禍に対する12事業のうちどれをやるかということで焦点を絞って進めればいいのかと思います。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 前回ね、この市のほうの東大和市子ども・子育て支援事業計画ということの中からですね、地域子ども・子育て支援事業の内容ということで12事業がございました。今、木戸岡副委員長が言われたように、12事業全部やるっていうのは、これなかなか大変なことなので、あとコロナ禍ということがありまして、結構ね、3密の関係なんかがあって、この事業がどんなふうに進んでるのかなっていうのが幾つかあると思うので、この中からできたら1つ、2つでも抜粋していただいてですね、皆さんに御検討いただいて、あとはやっぱり今コミュニティ・スクールの関係ですね、確かに今言われて。今これから市のほうも、で、私も幾つか学校を歩いてきまして、特にうちのほうの七小だとか九小だとか五中だとかですね。ちょこっと顔を出させてもらったりなんかしながら、コミュニティ・スクールの話もちょっとお聞きしているんですけども、こういう関係やなんかですね、これから市のほうもG I G A構想ということで、そういうことのいろいろ問題も学校も抱えていることもありましてですね、昨日、おとといですかね、おとといもちょっと九小のほうへ、大川委員さんも委員だったものですから、ちょっとそちらのほうへお顔を出させてもらってですね、いろいろ今後のいろんな活動のこともお話をしてきたんですけども、そういう意味では、コミュニティ・スクールと、それからできればG I G A構想のなんかですね、これは学校の貸与の問題も含めてですね、ちょっとできればいいかなと。その割合はですね、皆さんに聞いてもらって、場合によって子育て支援事業のほうがですね、なかなかコロナの関係でね、なかなかこれ調査難しいのかなというふうなことになるれば、コミュニティ・スクールとG I G Aみたいな形ですね、ができたかどうかかなとは思いますが。皆さんで御検討いただければと思うんですけども。

○委員（木戸岡秀彦君） 今コロナ禍ということですけども、この12事業についても私はやったほうがいいと思うんですけど、問題は万が一、こういった場所に訪問してできるのかどうかっていうものがちょっと、今現状の中でですね、そういう調査ができるのかどうかっていうのがちょっと、それをちょっと知りたいのがありますね。現地でもありますけども、それをちょっと確認したほうがいいと思います。

○委員長（実川圭子君） 今の12事業について、状況が許せば視察に行くというような御意見でよろしいでしょうか。

○委員（大川 元君） まず同じ東京都でも、私が思うに差があっちゃいけない部分という部分と、差があってもいいんじゃないかっていう、差がっていうのは意味で、個性が違う部分があってもいいんじゃないかというところがあると考えております。さっき言ったコロナの情報公開とかについては、東京都内の都民の間で自治体によって、その情報の差があっちゃいけないというふうには私は考えるんですけども、こういった教育について言ってしまうと、例えば千代田区のね、こう言っちゃなんですけど、国会の近くで、こう警備員が常に巡回して治安がいい地域と、例えばこの東大和の市内の小学校が同じような取組をして、同じような効果を得られるかということについては、やっぱりその周りの環境によって結構違ってくると思うんですよ。なん

で、東大和市としては、今こういった状況の中で、分かりやすく具体的に、まあね、ほかの自治体と逆にここが違いますみたいな形で分かりやすくね、調査していく必要があるんじゃないかなと思うんで、先ほどの中村委員も言われましたけど、できるだけ東大和市として絞って進めていく必要があるんじゃないかなと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員（森田博之君） 1つはそのコミュニティ・スクールということですけど、今五中地区でやられて、東大和の中では先進的にやられているというところでもあります。今後コミュニティ・スクールが子供の子育てにキーになるんじゃないかなというふうに思っていて、まあ、他の地域でもお話を聞きますと、なかなかそのコミュニティ・スクールの形をつくっていくというのは、地域地域でやっぱり違うので、なかなか難しいということをお聞きしていますので、その五中地区の取組なんかを広められたらいいなと思っております。それが1つです。

もう一つ、そのコロナ禍の中で環境が変わってですね、特に貧困の問題っていうのは今後の子供たちにかかりの影響を与えたいと思いますので、そこの部分を私は掘り下げてやったらいいんじゃないかなというふうに個人的には思います。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 皆さんの意見も伺って、何を所管事務調査したいかかっていけば、本当に皆さんいろいろこういうことを調査したいっていうのもあって、私もいろいろ、貧困もそうだし、虐待もそうだし、やっぱりこのコロナっていうことで、学校も休校になったり、それこそ保育園や幼稚園も自粛になったりっていうことで、もうGIGAスクールっていうことも当初の予定より早く進んだっていうこともあって、本当にやらなきゃいけないことは本当に切りがないっていう、皆さんもそれはそうだと思いますし、やっぱり視察なんかなかなか難しいとかっていうこともあると思うんですけど、やっぱり市議会でこの厚生文教委員会として、やっぱり調査もしなきゃいけないっていうところもあるのかなっていう中で、何をやりたいか本当にいっぱいあるんですけど、ただ今皆さんの中でコミュニティ・スクール、それも地域の中でももちろんコロナの影響っていうこともあると思いますし、皆さん、コミュニティ・スクールのこと気になるっていうことであれば、それはそれでいいと思いますし、GIGAスクールっていうことも御提案、そういう御意見もありましたけど、やっぱり本来だったらもっと長い時間かけてやるものが、コロナの中で今年度でっていうことで、そういう話もちろん私も知りたいと思いますし、何を絞るかかっていうことでは難しいとは思いますが、いずれにしても何を聞いてもコロナの影響っていうことは、その中で避けて通れないことだとも思いますので、皆さんで今意見が出ている中ではコミュニティ・スクール、皆さんが調べたいということであれば、それでいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ほかに御意見ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） よろしいですか。

それでは、様々御意見出た中で、1つはそのコミュニティ・スクールというところでは一致できてるかなというふうに思いますので、そちらのほうと、あとコロナの影響で地域子ども・子育て支援事業も含めて、森田委員からは貧困のことということで、もうそれも非常に重要なことかなと思いますので、どういったところで調査が可能なのかとか、あと現在進行している中で、その状況が市のほうとして現在つかめているのかどうか

もちょっと調整しないと分かりませんので、そのことも含めて、今様々出た御意見の中で調査ができるところを、また正副のほうでちょっと調整させていただきまして、次回の委員会でそれを行うという方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。

本日の所管事務調査「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについてにつきましては、この程度にとどめたいと思いますけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（実川圭子君） これをもって、令和2年第5回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時54分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 実 川 圭 子